

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

わたSHIGA輝く国スポ大津市開催競技会場等設計業務（サッカー競技）について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年4月3日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会
会長 佐藤 健司

1 業務概要

(1) 業務名

わたSHIGA輝く国スポ大津市開催競技会場等設計業務（サッカー競技）

(2) 業務目的

わたSHIGA輝く国スポ大津市開催競技（サッカー競技）の本大会及びリハーサル大会を安全・確実かつ円滑に実施するため、競技施設、仮施設整備等の実施設計を行い、大会の準備に万全を期することを目的とする。

(3) 業務内容

わたSHIGA輝く国スポ大津市開催競技会場等設計業務（サッカー競技）

- ア 会場現地調査
- イ 会場配置計画
- ウ 仮設物設計・設置計画（緊急時の撤去計画を含む）
- エ 諸施設配置計画
- オ 動線・ゾーニング計画
- カ サイン計画
- キ 会場設営撤去費等の積算
- ク その他

(4) 業務期間

契約締結日の翌開庁日から令和6年3月15日（金）まで

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費

税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ロ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (エ) (7)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までにおいて、元請として、地方公共団体又は地方公共団体実行委員会等が発注した国民体育大会（国民スポーツ大会）の正式及び特別競技に係る会場の設計業務若しくは設営業務の履行実績を有している者であること。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者に対し、わたSHIGA輝く国スポ大津市開催競技会場等設計業務（サッカー競技）プロポーザル審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行い、受託候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒520-0805 滋賀県大津市石場10番53号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会事務局

（大津市政策調整部国スポ・障スポ大会局大会競技課内）担当：北村・森中

電話 077-528-0320 ファックス 077-522-7766

電子メール otsu2454@city.otsu.lg.jp

(2) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

別添の質問書（様式2）により電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、電子メール送信にあたっては、必ず電話等で送信した旨伝えること。

イ 質問期限

令和5年4月13日（木）17時まで（必着）

ウ 回答方法

質問者名等を伏せた形でわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会のホームページにより公表する。

エ 回答予定日

令和5年4月17日（月）

(3) 参加申込の手続き

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次に掲げる書類各1部を提出すること。

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式3）

(ウ) 法人等の概要（様式4）

(エ) 業務履行実績一覧表（様式5）

※平成30年4月1日から令和5年3月31日までにおいて、元請として、地方公共団体又は地方公共団体実行委員会等が発注した国民体育大会（国民スポーツ大会）の正式及び特別競技に係る会場の設計業務若しくは設営業務とする。また、履行実績を証する書類の写し（契約書、業務完了報告書等）を併せて提出すること。

(オ) 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

a 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写しを提出すること。

b 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

※法令の規定に基づく猶予制度の適用を受けているものにあつては、納税証明書に代えて納税の猶予許可通知書その他猶予制度の適用を受けていることを証する書面を提出すること。

イ 提出期限

令和5年4月13日（木）17時まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和5年4月13日（木）17時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 審査方法

- ア 審査日 令和5年5月12日（金）（詳細な日程については、別途通知する。）
なお、応募者多数の場合は、日程を変更する場合がある。
- イ 実施場所 〒520-0805 滋賀県大津市石場10番53号
旧市立大津市民病院附属看護専門学校（スポーツステーションおおつ）
4階 会議室
- ウ 実施内容 企画提案説明（プレゼンテーション） 30分
質疑応答（ヒアリング） 10分
- エ 参加人数 3名以内（なお、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。）
- オ 提案説明 あらかじめ提出された企画提案書等にて説明するものとする。PC等を用いたプレゼンテーションを希望される場合、参加申し込みの際に明示すること。スクリーン、ケーブルを含むプロジェクターはわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会で用意する。
- カ その他 プレゼンテーション審査は実地（対面）開催を原則とするが、社会状況によってはオンライン開催とする場合がある。詳細は企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(5) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。通知日は、令和5年5月29日（月）の予定。

(6) その他

ア 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (ア) 参加資格要件を満たしていない場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ロ) 実施要領等で示された、提出場所、提出期限、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (ハ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (ニ) 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- (ホ) 価格提案書の金額が提案上限額を超過した場合
- (ヘ) その他、実施要領の諸条件に違反した場合

イ 提出書類の取扱い等

- (ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (ロ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (ハ) 提出された企画提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (ニ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあ

る。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、企画提案書等作成要領、仕様書等による。